「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める告示（案）」等に関する意見募集の結果について

令和8年5月22日
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では令和8年3月18日から同年4月16日まで、「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき自動車整備分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める告示（案）」等について意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、5件の御意見が寄せられました。
お寄せいただいたご意見のうち、当該改正案に関するものの概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。
皆様のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1．実施方法
① 募集期間：令和8年3月18日（水）～令和8年4月16日（水）
② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
③ 意見提出方式：電子メール又は郵送

2．意見数
提出意見5件

3．お問合せ先
国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課
電話番号03－5253－8111（42-412）